

入札説明書

この入札説明書は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける「福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

福島県財務会計システム処理用センタ機器 一式（搬入、設置、設定、調整、機器保守等を含む。）

(2) 借入物品の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 借入期間

令和2年5月1日から令和7年9月30日まで（65ヶ月間）

(4) 納入場所

福島県が別途指定するデータセンタ（福島県福島市内）及び福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 4(3)に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定める情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同一般財団法人が定めるプライバシーマークの付与を受けている者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、以下により一般競争入札参加資格確認に係る各種書類を提出し、資格の確認を受けること。

- (2) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

- イ 会社概要（任意様式）

- ウ 誓約書（第12号様式）

- エ 納入仕様書（任意様式）

- 本説明書に示す仕様書に基づき、当該調達物品の仕様及び設置方法を明らかにした納入仕様書等の図書を作成し、添付すること。

- なお、納入物品の仕様が確認できるカタログ、写真等を添付すること。

- オ 納入実績書(任意様式)

- 当該調達物品又はこれと同等の物品について、生産し、販売し、又は貸与した過去2年間における実績書（様式は任意とし、納入年度、納入先、仕様の詳細等を明示すること。）に、当該納入物品に係る契約書の写し又は発注機関が発行した納入実績証明書（第8号様式及び同様式に示す添付書類）等、納入の事実を証明する書類を添付すること。

- なお、実績については、民間、官公庁いずれに対するものかは問わない。

- カ 製品納入証明書等（任意様式）

- 公告に示した納入期限内に、当該調達物品を確実に納入できることを明らかにした証明書等を添付すること。製造業者の本社、支店又は営業所が直接入札に参加する場合は納品確約書を、それ以外の業者にあつては製造業者又は供給元発行の証明書を添付すること。

- キ 保守体制等を示す書面(任意様式)

- 借入期間中における当該調達物品の保守、修理、部品供給等の体制を明らかにした書面（保守を行う支店、営業所、サービスセンター等の所在地、担当者名、障害発生時の復旧に要する想定時間、部品の供給体制等を「機器保守仕様書」に基づき明示すること。）を添付すること。

- ク 納入機器に係る技術責任者調書（任意様式）

- 納入機器の設置、調整、障害時の対応等、技術的な分野にかかる社内責任者の経歴等を記載した書面を添付すること。

ケ ISMS (JIS Q 27001:2014 (ISO / IEC 27001:2013)) 登録証の写し等又はプライバシーマーク登録証の写し等。

以上の各調書は、申請者の実印により証明を行うこと。

(3) 提出期限

令和2年1月20日(月)午後5時必着

(4) 提出先

郵便番号 960 - 8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局出納総務課(西庁舎2階)

電話 024 - 521 - 7555

(5) 提出方法

郵送又は持参(土曜日、日曜日、令和元年12月30日(月)から令和2年1月3日(金)まで及び同年1月13日(月)を除く。)とする。

なお、郵送による場合は書留郵便とし、令和2年1月20日(月)午後5時必着とする。

(6) 提出部数 各1部

(7) 審査結果は、一般競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)により、令和2年2月6日(木)以降、入札者に対して通知する。

(8) 留意事項

入札に参加を希望する者が提出した確認申請書に添付する納入仕様書等は、契約担当者において入札説明書に示す仕様書等に照らして技術審査するものとし、性能等を満たしている納入仕様書等を添付した者のみ入札参加資格があると認めるものとする。

また、入札参加希望者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県出納局出納総務課担当者に説明し、協議に応じる義務を負うものとし、また、納入仕様書等が入札説明書に示す仕様書等の性能等を満たさない場合は、提出した納入仕様書等の内容を変更することに応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに納入仕様書等の内容変更に応じない者のした入札は、落札決定の対象としない。

5 入札説明書の配布及び入札説明会等

(1) 入札説明書の配布場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号960 - 8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局出納総務課(西庁舎2階)

電話 024 - 521 - 7555

電子メール suitou_soumu@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書等の配布期間及び閲覧期間

令和元年12月10日(火)から令和2年1月20日(月)まで(土曜日、日曜日、

令和元年12月30日(月)から令和2年1月3日(金)まで及び同年1月13日(月)

を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

なお、入札説明書は、福島県出納局出納総務課のホームページからダウンロードして入手することができる。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 令和元年12月19日(木)午後2時

場所 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館5階502会議室

6 質問に関する事項

調達物品の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 一般競争入札仕様書等に関する質問書(第9号様式)により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として5(1)に示す場所へ、郵送または電子メールにより送付することとし、送付の後、電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書(第10号様式)により質問者に回答するとともに、5(1)に示す場所で閲覧に供し、併せて福島出納局出納総務課のホームページに掲載する。
なお、事業者名は公開しない。
- (4) 質問書の受付期間は、公告のあった日から令和2年1月8日(水)午後5時必着とし、同年1月14日(火)までに回答する。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)、で納めるものとするが、財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付又は有価証券の提出は、開札までに行うこととし、事前に4(4)に掲げる県の課の指示を受けるものとする。
- (4) 財務規則第249条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。入札保証金の免除を申請する者は、4(3)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書(第6号様式)により4(4)に掲げる場所まで申請するものとする。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、事前に4(4)に掲げる県の課の指示を受けるものとする。
なお、入札保証金納付免除関係書類は、各様式の(注)に沿って準備すること。
ア 入札保証金納付免除申請書(第6号様式)
イ 納入実績証明書(第7号様式)
ウ 納入実績証明願(第8号様式)
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第251条及び第253条

に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 本件入札は、一般競争入札により行う。
- (2) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法、入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和2年2月14日(金)午後2時(開場：午後1時30分)
 - イ 場所 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館5階502会議室
 - (ア) 会場は、午後2時に封鎖する。封鎖後は入札への参加を認めない。
 - (イ) 郵送による入札を行う場合は、9(4)により行うこと。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに8(3)に掲げる場所にて行う。
- (8) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。
 - ア 福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借一般競争入札出席届(第5号様式)・・・全員(開札日の出席者)
 - イ 一般競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)又はその写し
 - ウ 委任状(第4号様式)・・・ 代理人が出席する場合
 - エ 入札保証金を納付した領収書・・・入札保証金を納付した場合
 - オ 入札保証金納付免除通知書又はその写し・・・入札保証金の免除を受けた場合保険適用による免除申請者は、福島県出納局出納総務課担当者に連絡の上、令和2年1月20日(月)までに入札保証金納付免除申請書(第6号様式)及び入札保証保険証券原本を提示すること。証券原本は返却しないので留意すること。

- (9) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。
- (10) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札については棄権したものと見なす。
- (11) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。
- (12) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (13) 入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (14) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

9 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第3号様式の1）にて作成、記載すること。
- (2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 入札金額は、調達物品の価格から算定した借入期間内における賃貸借料、保守料及び使用料（以下「賃貸借料等」という。）のほか、輸送費、保険料等、納入に要する一切の諸経費及び機器設置等の準備作業経費（以下「準備作業経費」という。）を含めて見積もることとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者の職及び氏名の記載、代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、日付、入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職及び氏名の記載のほかに、当該代理人の職及び氏名の記載、代理人の押印をすること。

なお、代理人は委任状（第4号様式）を持参すること。
- (3) 入札書を持参して提出する場合は、8(3)に掲げる日時場所へ提出するものとし、入札書を封書に入れて密封し、かつ封皮に次のア、イの事項を記載すること。
 - ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）
 - イ 『令和2年2月14日開札 「福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借一式」の入札書在中』

- (4) 郵送により入札を行う場合は書留郵便によることとし、令和2年2月13日(木)午後5時までに、5(1)に掲げる場所に必着のこと。郵送に当たっては、二重封筒の外封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札書のみを入れて密封しかつ封皮に9(3)の必要事項を記載すること。外封筒に、中封筒と以下の書類を同封すること。
- ア 一般競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)又はその写し
イ 入札保証金を納付した領収書の写し・・・入札保証金を納付した場合
ウ 入札保証金納付免除通知書又はその写し・・・入札保証金の免除を受けた場合
- (5) 9(3)又は(4)以外の方法による入札は不可とする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札
(2) 所定の入札保証金又は有価証券を、納付又は提出しない者がした入札
(3) 委任状を持参しない代理人がした入札
(4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
(5) 鉛筆書きによる入札
(6) 記名、押印を欠く入札
(7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
(8) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札
(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
(10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(11) 明らかに不正によると認められる入札
(12) その他この入札説明書において示す条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、財務規則第228条第2項各号に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

13 契約書等の作成

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約書を作成する場合において、県が送付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特段の事情があるときには、県が指定した期日まで。）に契約の取り交わしを行うこと。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が、上記(2)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (5) 契約事項は、別紙契約書（案）及び財務規則による。

14 準備作業経費、賃貸借料等の支払等

- (1) 準備作業経費の支払
当該調達物品の準備作業経費については、14(3)の賃貸借料等の総額(税込)に含めるものとする。
- (2) 賃貸借料等の月額計算
賃貸借料等は、機器の設置を設置期限日前に完了した場合でも、2(3)の借入期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月毎に計算するものとする。
賃貸借期間に1か月未満の端数を生じる場合は、賃貸借料等を当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出するものとする。

(3) 賃貸借料等の月額計算における端数処理

賃貸借料等の月額は、賃貸借料等の総額(税込)を賃貸借期間中の月数(以下「賃貸借月数」という。)で除した額(以下「平均賃貸借料等月額」という。)とし、平均賃貸借料等月額又はその取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の額に1円未満の端数が生じたときは、賃貸借料等の総額(税込)から消費税を除いた額を賃貸借月数で除した額とそれにかかる消費税の額の総額に1円未満の端数を生じない平均賃貸借料等月額以下の近似値の額(以下「調整月額料」という。)を各月の賃貸借料等とする。

また、その場合は、賃貸借料等の総額(税込)から調整月額料に賃貸借月数を乗じた額を減じて得た額を賃貸借期間の最終月の賃貸借料等に加算するものとする。ただし、調整月額料によって算出された最終月の賃貸借料等に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 賃貸借料等の支払

毎月初めに前月分の賃貸借料等の支払いを請求するものとし、県は請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料等を支払う。

15 留意事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県から説明及び協議を求められた場合は、それに応じなければならない。説明及び協議の義務を履行しない者のした入札は、落札決定の対象としない。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請等の作成及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (3) 一般競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届(第11号様式)を提出すること。
- (4) 本説明書受領者は、配布日の属する年度から5年間、本件にかかる納入仕様書作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布
- (5) 入札から落札者の決定までに入札者が、3に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。
- (6) すべての入札者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50(100)万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。（平成25年5月1日以降は、かつこ書の金額）
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係

る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)